

見積依頼公告

下記のとおり随意契約・オープンカウンタ方式による見積合せに付します。

記

1. 電子調達システムの利用

本調達は府省共通の「電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>)」を利用した見積書の提出及び見積合せ手続きにより実施するものとする。ただし、「紙」による見積書等の提出も可とする。

2. 見積依頼に付する事項

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 件名 | 富山港湾合同庁舎で使用する電気の需給 |
| (2) 特質等 | 見積依頼説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 令和元年7月の検針日から令和2年7月の検針日前日まで |
| (4) 証明書等の受領期限 | 令和元年5月24日(金)午後5時00分 |
| (5) 見積書の受領期限 | 令和元年5月29日(水)午後5時00分 |
| (6) 公開見積合せの日時及び場所 | 令和元年5月30日(木)午後3時00分
大阪市港区築港4丁目10番3号
大阪港湾合同庁舎4階 大阪税関第3会議室 |
- (7) (4) から (6) については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

3. 見積書を提出する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成31・32・33若しくは令和1・2・3年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者又は当該競争参加資格を有していない者で、見積書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること
- (4) 各省各庁から指名停止を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む)であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) その他の条件については、下記5に示す場所において説明する。

4. 契約条項を示す場所及び見積書等の提出場所

大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課経理係

5. 見積合せ事項等説明の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年5月7日(火)～令和元年5月24日(金)午後5時00分
(平日 午前9時00分～正午 及び 午後1時00分～午後5時00分)
- (2) 場 所 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港湾合同庁舎3階 大阪税関総務部会計課経理係
富山県富山市東岩瀬町海岸通17-2(富山港湾合同庁舎内) 伏木税関支署富山出張所
- (3) 問合せ先 大阪税関総務部会計課経理係 電話06-6576-3039

6. 契約保証金

全額免除する。

7. 見積書の記載金額について

契約者の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって決定するので、見積書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(消費税額及び地方消費税額込み)の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

8. 見積書の無効

本公告に示した見積合せの参加に必要な資格のない者の提出した見積書及び見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

9. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

令和元年5月7日

以上公告する。

支出負担行為担当官
大阪税関総務部長 水谷 浩隆